



## 中小企業事業主等や海外派遣者が加入できる特別加入制度

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤における災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の者のうち、その業務の実状、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の者に対して、特別に任意加入を認める特別加入制度があります。そこで以下では、中小企業事業主等と海外派遣者に関する特別加入の取扱いについて解説しましょう。

### 1. 加入できる中小企業事業主等・海外派遣者の加入者の範囲

まず、中小企業事業主等については、以下の①②のいずれかの要件を満たす者となります。

- ①表1に定める数の労働者を常時使用する事業主  
(事業主が法人その他の団体であるときは、その代表者)
- ②労働者以外で①の事業主の事業に従事する者  
(事業主の家族従事者や、中小事業主が法人その他の団体である場合の代表者以外の役員など)

表1 中小企業と認められる規模

業種	労働者数
金融業・保険業・不動産業・小売業	50人以下
サービス業・卸売業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

この中小企業事業主等が特別加入するためには、雇用する労働者について労働保険関係が成立しており、労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託している必要があります。

次に、海外派遣者については、以下の①②のいずれかの要件を満たす者となります。

- ①日本国内で事業（有期事業を除く）を行う事業主から派遣されて、海外支店、工場、現場、現地法人、海外の提携先企業など海外で行われる事業に従事する労働者
- ②日本国内で事業（有期事業を除く）を行う事業主から派遣されて、海外にある中小企業（表1）に従事する事業主およびその他労働者以外の者

### 2. 平成25年9月から拡大された給付基礎日額

給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるもので、申請に基づいて都道府県労働局長が決定します。平成25年8月までは3,500円から20,000円の13区分より選択することになっていましたが、平成25年9月より22,000円、24,000円、25,000円の3区分が追加されました。これにより、今後、特別加入する者については、拡大された給付基礎日額の中から選択することができます。

一方、既に特別加入している者については、来年度（平成26年度）からこれらの給付基礎日額に変更することができます。手続きとしては、年度末（平成26年3月18日～3月31日）または労働保険の年度更新期間（平成26年6月1日～7月10日）に変更申請書を、労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出する必要があります。

給付基礎日額については、一度申請を行い決定されると変更できないと思われていることもありますが、上記の決められた期間内に手続きを行うことで変更することができます。万が一、災害が起きた場合にはこの給付基礎日額に基づいて給付が行われることから、変更できるタイミングに実態にあわせて見直しておきましょう。